

## 横浜市要介護認定事務センターより

VOL.2

～特記事項を記入する上でのお願い～

横浜市の全ての調査員様へ  
特記事項の記載について、留意していただきたい内容をお知らせします。

## 【2-1】 移乗

移乗の定義は「でん部を移動させ車椅子等へ乗り移る事」です。ベッド→歩行→車椅子といった「着座」は定義に該当しません。**移乗行為での状況**を記載してください。（認定調査員テキストP.70参照）

×「ベッドから椅子のある所まで移動し座る際ふらつきがある為、家族が見守っている」

→「ベッド→歩行→椅子」への着座は移乗行為ではありません。

◎「独居で介助は行われていないが、ふらつきがあり椅子への着座の際にも毎回転げ落ち、足にアザが出ている。移乗行為が発生すると想定した場合、声掛けし注意を促せば自分で移乗が出来ると判断し『見守り等』を選択。」

※車椅子等への移乗行為が発生しない場合は、移乗が発生する場合の介助の方法を想定します。

・選択肢の『見守り等』は常時の付き添いの必要がある場合に該当し、「離れた場所から見ている」という状況では当てはまりません。

・ふらつきや転倒のリスクがあるだけの場合は『介助されていない』を選択してください。

※実際に転倒を繰り返すなど不適切な状況がある場合は、適切な介助の方法を選択します。

## 【2-2】 移動

屋内での必要な場所（食堂、トイレ、浴室等）への移動に介助が行われている場合、必要な場所への**移動の頻度と介助の状況**を具体的に記載してください。

×「すり足歩行で不安定のため、家族が見守っている。屋外は家族が手引きで移動しているため、『一部介助』」

→選択項目は屋内での介助の状況で評価します。屋外での移動の様子は審査会での判断材料となります。

◎「トイレへ5～6回、食堂へ3回移動。すり足歩行で毎日躓いており移動時は常時家族が側で声掛け見守りしているため、『見守り等』を選択。屋外は家族が手引きで移動している。」

## 【2-5】 排尿

## 【2-6】 排便

排泄の具体的な状況がわかるように①～④を記載してください。また、介助が発生している場合は⑤～⑥を記載することで介護の手間が審査会に伝わります。

## ①排泄方法

トイレ、ポータブルトイレ、  
リハビリパンツ、布パンツ等

## ②頻度

日中夜間  
両方とも

## ③昼夜の差

昼と夜で排泄方法に  
変わりはないか

## ④失敗の有無

失敗している場合は頻度と  
後始末についても記載

## ⑤具体的な介助の内容

介護者がどこまで介助し、本人はどこまでしているか

## ⑥尿意・便意の有無

尿意・便意があるか（※選択には影響しません）

×トイレでの排尿は自立。夜間ポータブルトイレを使用。後始末は家族が行うため、『一部介助』」

◎2-5「①リハビリパンツ使用。②③日中はトイレで4～5回、一連の行為は自立。⑥尿意はあり、④失敗することはない。②③夜間は1～2回ポータブルトイレを使用。後始末は家族が行う。頻回な状況から『介助されていない』を選択。」

・「2-5排尿」と「2-6排便」は介助が発生していなくても必ず記載してください。また、頻度や介護の手間が異なりますので、特記は分けて記載してください。

## 【4群全般】

4群の定義に該当する場合は「選択の根拠」と「頻度（具体的な回数）」を必ず記載してください。

- × 「夜中に起きだしてタンスの中の物を出したりしまったり、2時間くらい活動しており、日中の活動への支障がときどきある」  
→ 「ときどき」、「頻繁に」のように人によってイメージする量が一定でない言葉では介護の手間の全体量を審査会で適切に判断することが難しくなります。
- ◎ 「夜中に起きだしてタンスの中の物を出したりしまったり、2時間くらい活動しており、日中の活動への支障が月に3回ある」

## 【5-5】 買い物

自分で購入する場合と家族やヘルパーに依頼する場合の両方がある場合は、それぞれの頻度と具体的な状況を記載してください。

- × 「自分でも買い物に行くが、重いものは娘に頼んでいるため、『一部介助』」  
→ 自分で購入する頻度、娘が購入する頻度が不明な為、頻度での判断ができません。
- ◎ 「自分では週に1回足りないものを買に行く。週に2回、娘が重いものや食材のまとめ買いをする。買う物の依頼、精算は本人が行っている。『一部介助』を選択。」
- × 「入院中だが、病院の売店に買い物に行くため、『一部介助』」  
→ 食材・消耗品等の日用品を選び代金を支払う事が定義です。嗜好品、おやつ程度は含まれません。
- ◎ 「入院中だが、病院の売店に買い物に行き、おやつやティッシュを買い足す。食材の大半は病院で購入しているため、『全介助』を選択。」

## 【5-6】 簡単な調理

簡単な調理について、それぞれの頻度と誰がどのように調理しているか具体的な状況を記載してください。

### ※簡単な調理とは※

「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」

「即席めんの調理」（認定調査員テキストP.144参照）

炊飯は家族が1日1回行う

総菜の温めを毎食本人が行う・即席めんは食べない

### 最も頻度の多い介助の方法で選択

炊飯は『全介助』

惣菜の加熱は『介助されていない』

→ 毎食行う加熱の方が多いため

『介助されていない』を選択

- × 「家族が調理していることが多いが味噌汁くらいは作る事もあるため、『一部介助』」
- ◎ 「炊飯は家族が毎日1回行う。レンジで総菜の温めを毎食自分で行っている。即席めんの調理はない。頻度から『介助されていない』を選択。味噌汁を作る事もある。」  
→ 味噌汁の調理など定義された以外の状況も審査会での判断材料となります。

## 【適切な介助を選択した場合】

「不適切な状況」と「適切と考えた介助の内容」を具体的に記載してください。

- × 「歩行が不安定なため、『見守り等』」
- ◎ 「歩行が不安定で、週に2回程度転倒している。独居で介助されておらず不適切な状況。適切な介助として声掛け等、常時の見守りが必要と考え『見守り等』を選択。」

・早めのコールバックにご協力ください。

問合せについては、なるべく早く回答をいただければ幸いです。認定結果をお待ちの被保険者様に1日でも早く通知できるようセンター職員一同、頑張りますのでご理解とご協力をお願いします。